

## 第 8 回

# 訓子府町農業委員会議案

日 時 令和3年8月30日(月)午後5時

場 所 訓子府町役場2階会議室1

訓子府町農業委員会

## 議 件

議案第 1 号 土地の現況証明について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理について

## 協 議（報告含む）

1. 9月総会（案）  
9月30日（木）
2. その他

議案第1号

土地の現況証明について  
 下記のとおり土地の現況証明の申請があったので可否について審議を求める。

令和3年8月30日提出  
 訓子府町農業委員会会長 細川孝雄

番号	土地の表示				面積 (㎡)	利用状況	所有者		目的	説明
	所在	地番	地目				住所	氏名		
			公簿	現況						
1	開盛	〇〇-4	畑	農地(採草放牧地以外)		山林	未広町	〇〇 〇〇	地目変更のため	
				計						
2	柏丘	〇〇-10	畑	農地(採草放牧地以外)		雑種地	若富町	〇〇 〇〇	地目変更のため	
				計						

議案第2号

農地法第3条の規定による許可申請について

下記のとおり農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので可否について審議を求める。

令和3年8月30日提出  
訓子府町農業委員会会長 細川 孝雄

番号	申請地			譲渡(貸)人		譲受(借)人			理由	始期及び終期 移転時期及び 支払期限	賃貸料 対価 (円/10a)	備考			
	面積 (㎡)	所在	地番	土地の表示			住所名	労働力 (人)					経営の状況 経営地 (㎡)		
				公簿	現況	面積(㎡)									
1	1,014	日出	〇〇-17	畑	畑	1,014	日出 〇〇 〇〇	286,454 (借入地 0)	柏丘 〇〇 〇〇	4	388,040 (借入地 84,538)	贈与	R3.8.30		

議案第3号

農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、訓子府町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について審議を求めらる。

令和3年8月30日提出

訓子府町農業委員会会長 細川 孝雄

番号	議受(借)人 住所・氏名	議渡(貸)人 住所・氏名	土地の表示		地		目		面積 (㎡)	始期 告示日	終期・期間 支払期限	金額 (賃借料) (価格)	備考
			字	地番	公簿	現況							
1	清住 〇〇 〇〇	清住 〇〇 〇〇	清住	〇〇-1	畑	畑	畑	345	R3. 8. 30	—	—	—	H25年度農 用地利用集 積計画漏れ
			清住	〇〇-3	畑	畑	畑	180					
			計					525					
2	緑丘 〇〇 〇〇	緑丘 〇〇 〇〇	緑丘	〇〇-1	畑	畑	畑	7,563	R3. 8. 30	R8. 11. 30	30,000	30,000	@1,460
			緑丘	〇〇-4	畑	畑	畑	10,176					
			緑丘	〇〇-7	畑	畑	畑	3,929					
			緑丘	〇〇-1	畑	畑	畑	937					
			計					20,605					
3	清住 〇〇 〇〇	清住 〇〇 〇〇	豊坂	〇〇-1	畑	畑	畑	23,931	R3. 8. 30	R13. 11. 30	33,000	33,000	@3,000
			計					11,000					
4	清住 〇〇 〇〇	北見市 〇〇 〇〇	清住	〇〇-1	畑	畑	畑	4,530	R3. 8. 30	R4. 8. 29	86,000	86,000	@3,000 @5,000
			清住	〇〇-1	畑	畑	畑	13,096					
			清住	〇〇-3	畑	畑	畑	2,690					
			計					内12,000 内2,000 18,530					

報告第1号

農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので受理し、受理通知書を交付したので報告する。

令和3年8月30日提出  
訓子府町農業委員会会長 細川 孝雄

番号	届出地					届出者 住氏名	権利取得日	理由	権利の種類 及び内容	あっせんの 希望	備考
	面積 (㎡)	所在	土地の表示								
			地番	公簿	現況						
1	8,617	豊坂 豊坂 豊坂 豊坂 豊坂	〇〇-1 〇〇-3 〇〇 〇〇-5 〇〇-10	畑 畑 畑 畑 畑	畑 畑 畑 畑 畑	3,434 2,630 449 83 2,021	R2.12.5	相続	所有権	なし	